

東北地方太平洋沖地震に係る避難者受入れ方針

避難者の受入れについては、「長野県災害対策支援本部」の被災者受け入れ方針に準じ次のとおり実施する。

1 避難者の分類

- (1) 第1分類 住宅を失った者又は避難指示を受けている者
- (2) 第2分類 自主避難者のうち医療措置が必要な者、福祉の手当てが必要な者又はこれらに準じる配慮を要する者
- (3) 第3分類 その他の自主避難者

2 受入方針

- (1) 第1分類及び第2分類に該当する世帯（者）
 - ア 第1段階
市営住宅、教員住宅、その他の公共施設を当分の間、避難場所として無償で提供する。
※ 「当分の間」とは、2年間程度とし6ヶ月単位で行う。
 - (ア) 現状の受入れ可能住宅
 - ①教員住宅 11戸
 - ②塩嶺体験学習の家
 - ③柏茂会館
 - ④市営住宅 8戸
 - (イ) 窓口
市営住宅 → (建築住宅課)
教員住宅、塩嶺体験学習の家、柏茂会館 → (教育総務課)
 - (ウ) 布団など生活必需品について
原則入居者が用意
 - イ 第2段階（第1段階の施設が満杯になった場合）
県支援本部と調整（当面、第3分類の世帯（者）と同様の扱いにする。）
- (2) 第3分類の世帯（者）
 - ア 第1段階（県の方針による。）
市内の旅館、ホテルを斡旋（観光課）
民間賃貸住宅に関する情報提供（消防防災課）
 - イ 第2段階
民間住宅等の斡旋
相談者(被災者)への情報提供